

令和 6 年度 第 1 回 芦屋町地域公共交通活性化協議会
意見要旨

日 時：令和 6 年 5 月 29 日（水） 10：00～10：30

場 所：芦屋町役場 3 階 31 会議室

■芦屋町地域公共交通活性化協議会

<出席者>

会長	中西 新吾	芦屋町副町長
副会長	内田 晃	北九州市立大学副学長
委員	古賀 秀策	九州運輸局福岡運輸支局長（代理出席：川野 一代 首席運輸企画専門官）
委員	三重野 直美	福岡県企画・地域振興部交通政策課課長補佐 （代理出席：深野 友佳子 主任主事）
委員	高木 拓哉	折尾警察署 交通第一課交通規制係長
委員	貞包 健一	（一社）北九州タクシー協会 折尾地区会長
委員	野添 好弘	ひびきタクシー（有）代表取締役
委員	肥塚 秀夫	北九州市交通局 総務経営課長
委員	三浦 弘光	北九州市交通局 労働組合執行委員長
委員	宗岡 卓也	遠賀町役場 都市計画課長
委員	萩原 洋子	芦屋町議会 議員
委員	石川 智雄	芦屋町区長会 顧問
事務局長	新開 晴浩	芦屋町環境住宅課長
事務局員	佐竹 康子	芦屋町環境住宅課地域振興・交通係長
事務局員	竹石 好孝	芦屋町環境住宅課地域振興・交通係主査

＜配布資料＞

- ・議事次第
- ・芦屋町地域公共交通活性化協議会名簿
- ・令和 5 年度 芦屋タウンバス・芦屋町巡回バス事業報告
- ・令和 5 年度 芦屋町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算書（案）
- ・令和 5 年度 監査報告
- ・令和 6 年度 芦屋町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算書（案）
- ・地域公共交通計画（案）及び芦屋町地域公共交通計画の記載追加について
- ・芦屋町地域公共交通活性化協議会規約、財務規程

◆意見要旨

1. 開会あいさつ

2. 報告

令和 5 年度芦屋タウンバス・芦屋町巡回バス事業報告

（事務局が説明）

事務局：	①芦屋タウンバス事業 令和５年度利用者数は100,730人で前年比118%（令和４年度84,953人）となっている。新型コロナ流行前の令和元年度110,007人がこれまでの利用者数最高値であり、ピークに戻りつつある。 令和５年度歳入額は28,277,754円で前年比115%（令和４年度約245,000千円）となる。 令和５年２月末に芦屋タウンバス車内に交通系ＩＣカードnimoca機器を設置した。令和５年１０月以降車内現金を上回っており、キャッシュレス化の推進を図ることができた。 また、車両６台（４代運行、２台予備車）のうち、予備車が経年劣化による老朽化や修理部品の製造が中止となっている点を踏まえ、予備車から外し、令和５年度に新たに１台５６人乗りの中型バスを購入した。 ②芦屋町巡回バス事業 令和５年度利用者数は40,142人で前年比109%（令和４年度36,674人）となる。積み残しは発生しなかった。
委員：	芦屋タウンバスの利用者数についてプールを営業している８月が多いという感覚があった。 １０月が多くその次に４月も多いようだが、何かイベントの開催状況によるものと考えてよろしいか。
事務局：	推察となるが、４月と１０月については、歳入額の内訳として、定期券の販売が多くなっている。定期券購入時期と重複するため、それによるものかと推察される。７月、８月はご推察のとおり、プール利用者でバス利用も増えていると考えられる。 １０月下旬から始まる芦屋砂像展や芦屋基地の航空祭（１０月１５日開催）など複合的な要因により令和５年度の結果が現れたと分析している。
委員：	了解した。表が利用者実績ではなく歳入額実績だったことに気付いた。４月、１０月は半年間、６ヶ月の定期券の売上が上がっていることが読み取れた。

【議題１】令和５年度芦屋町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算書（案）の承認について

（事務局が説明）

事務局：	令和５年度歳入として、国と町から補助金があった。国からは、令和５年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金として、芦屋タウンバス中央病院・遠賀川駅線及び、はまゆう・遠賀川駅線の運行費として3,625,000円を補助いただいた。 また、町からは会議開催時の委員報酬・費用弁償として9,000円の補助があった。 次に歳出として、令和５年度は２回の会議を開催し、委員報酬・費用弁償及び若松税務署への源泉徴収税支払を行った。 国からの補助金3,625,000円はタウンバス運行事業費として町の一般会計へ支出している。委員報酬・費用弁償については前年度繰越金と町負担金を合わせ支出を行った。繰越金の運用に関する事務を改め、令和５年度から町負担金の残額を返金し、当該年度毎に必要な額を申請、残額を返還するものとした。 歳入額3,694,820円、歳出額3,694,820円、差し引き0円となる。
------	---

	本内容について、承認された。
--	----------------

【議題 2】令和 5 年度監査報告について

(監事が説明)

	本内容について、承認された。
--	----------------

【議題 3】令和 6 年度芦屋町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算書（案）の承認について

(事務局が説明)

事務局：	基本は令和 5 年度予算を踏襲し、歳入として地域公共交通確保維持改善事業費補助金と町負担金を計上している。 歳出についても昨年度と同様に、国補助金を事業費として同額を町一般会計予算に支出する。 歳出事業費は 2 点あり、1 点目が毎年国から補助を受けている、芦屋タウンバスの中央病院線及びはまゆう線の路線補助となる。 2 点目が車両購入減価償却費補助となる。 国の補助の計画期間が 10 月から翌年 9 月となるため、協議会の令和 6 年度予算（案）に計上している補助は、今年度購入する車両についての補助ではなく、前年度の令和 5 年度に購入した車両に係る補助となる。また、補助は 5 年間に渡り交付されるものとなる。来年度の協議会予算では、令和 5 年度購入車両の 2 回目の補助と、令和 6 年度購入車両の 1 回目の補助が計上されるものとなる。
	本内容について、承認された。

【議題 4】地域公共交通計画（案）及び芦屋町地域公共交通計画の記載追加について

(事務局が説明)

事務局：	同計画については、国から芦屋タウンバスの運行費に対する補助を受けるにあたり、協議会に諮ったうえで提出する必要があるものとなる。 例年、生活交通確保維持改善計画の名称で提出していたが、国の法改正が行われ、地域公共交通計画に基づき補助が行われるものとなった。 芦屋町は芦屋町地域公共交通計画を策定しているため、交付要件を満たしている。ついては、例年から計画様式が変更となっている。 記載内容については、表題及び計画名称を削除し、他は同じものとなっている。次に芦屋町地域公共交通計画の記載追加について説明する。 国から路線補助を受けるにあたり、数値目標の取得方法について、計画内で記載が必要である旨、指摘があり、同内容の記載を追加している。 また地域公共交通計画に記載している芦屋タウンバスの運行路線のうち、国の補助を活用し、継続的な運行を維持する必要がある路線であることを示す記載が必要であるため、計画別紙を作成した。
委員：	法改正に伴い、地域公共交通計画に基づき補助を貰っていることについて位置付けが必要ということで今回の変更をお願いしているものになる。事前に内容を確認させていただき問題なかったなのでこの内容で進めていただいてよろしいと考える。

	本内容について、承認された。
--	----------------

3. その他

事務局：	芦屋タウンバス・北九州市営バスの町内 100 円運賃の試行を令和 2 年度から実施しており、令和 5 年度協議会において、1 年延長を行った。 検証については、令和元年度と令和 5 年度及び令和 6 年度直近での町内利用率を比較するものとし、本年 11 月を目安に実施する第 2 回協議会で報告させていただく予定としている。 なお、本実施の場合は条例改正が必要となるため、3 月議会議決後に広報周知を行い、令和 7 年 6 月 1 日から実施となり、廃止の場合は令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止となる。
------	---

4. 閉会